

なめがわ 議会だより

第138号

令和2年(2020年)
8月1日

発行責任者集
滑川町議会
議長 上野 廣
議会広報発行対策特別委員会
比企郡滑川町福田750-1
TEL 0493(56)6913
FAX 0493(56)5522



コロナ禍、密接を避け、新たな施策を審議
(滑川町議会議場)

◎6月定例会

- ◎ 第222回定例会・審議結果一覧 2
- ◎ 議案審議 3~7
- ◎ 常任委員会活動計画 7

第222回滑川町議会 6月定例会

第222回6月定例会は6月2日から3日までの会期で開催されました。

新型コロナウイルス感染症対策の影響を強く受けたことが特徴で、専決処分が11件、国からの補助金等（特別定額給付金含む）が約20億6000万円ありました。

第222回滑川町議会 6月定例会 審議結果一覧 会期：6月2日(火)～3日(水)（2日間）

議案番号	上程された議案と結果及び議員の賛否一覧 ○は賛成 ×は反対 △は保留・欠席	議席番号	1	2	3	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	議長
		結果	瀬上 邦久	高坂 清二	松本 幾雄	上野 葉月	井上 奈保子	紫藤 明	服部 幸雄	北堀 一廣	宮島 一夫	菅間 孝夫	内田 敏雄	吉野 正浩	阿部 弘明	上野 廣
専決処分の承認を求めることについて																
36	令和元年度滑川町一般会計補正予算（第6号）	賛成全員	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
37	滑川町税条例の一部を改正する条例	賛成全員	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
38	滑川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	賛成多数	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	—
39	介護保険条例の一部を改正する条例	賛成全員	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
40	損害賠償額の額を定めることについて	賛成全員	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
41	令和2年度滑川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）	賛成全員	○	○	早退	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
42	令和2年度滑川町一般会計補正予算（第1号）	賛成全員	○	○	早退	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
43	滑川町税条例の一部を改正する条例	賛成全員	○	○	早退	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
44	令和2年度滑川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	賛成全員	○	○	早退	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
45	滑川町国民健康保険条例の一部を改正する条例	賛成全員	○	○	早退	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
46	滑川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	賛成全員	○	○	早退	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
その他																
47	埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について	賛成全員	○	○	早退	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
51	町道路線の廃止について	賛成全員	○	○	早退	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
52	町道路線の認定について	賛成全員	○	○	早退	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
令和2年度滑川町補正予算																
48	一般会計補正予算（第2号）の議定について	賛成全員	○	○	早退	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
49	農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の議定について	賛成全員	○	○	早退	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
50	水道事業会計補正予算（第1号）の議定について	賛成全員	○	○	早退	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
53	一般会計補正予算（第3号）の議定について	賛成全員	○	○	早退	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—

* 松本議員はCSF（豚・イノシシの熱性伝染病）経口ワクチン埋設等業務の県猟友会主催説明会へ参加のため早退しました

議案審議

Q&A

町のコロナ対策の経過について

Q 新型コロナウイルス対策の経過は。

A 感染などの相談窓口を設置、感染症の情報提供、三密を避けてください等のお願いを。公共施設の貸し出しの禁止、会議イベントなどの中止・縮小・延期など。庁舎内では消毒液の設置、ビニールシートを張るなどの対策。職員はマスクの着用、手洗い、咳エチケット、出勤前の検温の実施。4月16日から勤務体制を2班に分けて業務継続の確保を図ってきた。町民の生活支援は関係各課において相談体制を強化してきている。特に特別定額給付金は、プロジェクトチームを設置し、早期給付に努めている。

検査の対象を広げ、誰でも受けられる「PCR検査センター」に

Q 保育士や教師など子どもと接する人たちは、感染しているか心配している。検査を広

げることが必要。経済のためにも感染者の特定が必要だ。

A 5月25日から東松山医師会管内にセンターが設置された。かかりつけ医の診断により検査ができるようにもなった。県の検査対応指針では、感染者以外では診断で緊急対応の必要のある場合となり、これは主に濃厚接触者の場合と思われる。また感染不安解消のための検査希望の場合は検査しないと特に明示されている。この指針に基づいて検査を受けていただくという形になっている。町としては保健センターや役場を通じての検査は受け入れられないという状況。

次亜塩素酸水の効果は

Q 新型コロナウイルス感染症への効果に疑義があるのに、その対策費で機器を購入するのは避けるべきではないか。

A インフルエンザ・ノロウイルスの効果が認められているので、新型コロナウイルス対策への効果を期待して購入する。

効果の実証された対策を

Q 次亜塩素酸水・マスク・フェイスシールドなど新型コロナウイルス感染症対策の道具について、効果が確認されているも

のを使ってほしい。また、対策に先んじる感染対策の目的をどう考えているのか。感染のピークを抑え病院の機能を保つ方針か、町民を軽症であつても感染させない方針か、どちらをとるのか。

A 感染をさせない、というのが基本である。

要望 学校よりも感染リスクの高い保育所・学童の開所を継続したことを考えると感染のピークを抑える方針程度だったのかと感じる。

暑くなり、熱中症の心配もある。感染症対策が過剰にならないよう、更新された情報に柔軟に対処し、根拠・効果・リスクを常に勘案しながら対策をたててほしい。

特別定額給付金の給付決定通知は。

Q 給付金の申請に基づき速やかな給付対応を行っているようであるが、決定通知と併せて口座への振込通知をしているか。

A 町としては、国の給付に係る問答集から、給付の通知は特に行っていない。これは申請書のスピーディな発送等を優先させたためである。

小規模事業者等事業継続支援金について

Q 支援金の対象は、国の持続化給付金の対象とならない事業所で、前年同月比の売上減少比較20%以上50%未満となっているが、近隣の自治体では、昨年より少しでも減少していればとか、5%以上とか対象を広げているところがある。この20%はどのようにして決めたか。

A 県下の市町村を調査したところ、20%以上50%未満が比較的多かったので妥当と判断した。

農業者は対象になるか。

A 国の一次補正の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る町の支援金については、農業者の方は対象としていない。ただ、今後、国の二次補正があれば、その中で考えていく。

Q 農業者に対する新型コロナウイルス感染症対応支援が不足していると感じる。農業者においても外食産業の休業

やスーパー、JA直売所の休業・時間短縮などで経済的な影響を受けている。また、売上減少が20%以上よりもっと対象を広げるなど、地元事業者への支援を柔軟に対応し

ていただきたい。

A 二次補正の中での検討課題とさせていただきます。

特別定額給付金の支給状況、DV被害者への支給、子育て世帯臨時給付金について

Q 職員のみなさんには休日も給付作業に当たっていた。現在までの支給率やDV対応の件数は。

A 給付状況について、人口1万9345人が対象。給付率は5月31日現在85.8%。DV被害者の対応は、町内住基登録者2件、他市町住基登録者2件。子育て世帯への臨時給付金は、6月5日までに受取拒否の申し出がない場合、速やかに手続きを行う予定。

町の業者への支援は迅速に

Q 国の持続化給付金がなかなか出ない。町からの20%減事業者への10万円支給は、速やかに行われるのか。

A 7月の中旬くらいから申し込み開始の予定。

相談窓口では多様な相談が受けられるように

Q サポート窓口で、雇用助成金や持続化給付金の相談ができるようにお願いしたい。

A 社会保険労務士、中小企業診断士を予定している。相談は広く行いたい。

Q 相談はいつからか。
A 申請時期と同様の7月中旬ごろになる。

会計年度任用職員など臨時職員の補償は

Q 出勤自粛中、会計年度任用職員など時給計算の職員についての補償はどのようになっているのか。

A 任用職員の勤務について、4月16日から5月25日まで2班体制にし、自宅勤務など同じ対応になっている。

Q 減額処置はないということか。保育園や学童クラブは国から保証があるが、他の委託契約などはないのか。

A 町からの委託、庁舎管理などの場合も同じように2班体制で警備・清掃などでもらっている。委託契約料などの減額は一切ない。

休業中の子どもへの対応について

Q 学校でのこの間のコロナ対策についての説明を。

A 学校等が臨時休業となり、電話連絡をして家庭での状況や健康状態等を確認した。4月からは、プリントを

教職員が直接配付したり学校で受け渡しをし、回収し丸付けをして返却した。学習保障と家庭での状況把握のため、学習生活相談日を設け、短い時間だが登校してもらい、子どもたちの状況を直接把握した。入学式を実施して、在校生についても登校してもらい、担任を紹介し、何かあれば担任に相談できる体制を整え、子どもたちの生活状況、健康チェックをした。

再開にあたって子どもへの安全対策は

Q 再開したことで本当に感染が防げるのかという不安が大きい。学校としての対策は。

A 近くで喋らない、マスクをする等の新しい生活様式を実践して学校生活を行う。この1ヶ月間は、新たな環境の中で、感染症防止対策をどのように学校での生活に定着させるかが課題となる。これから暑くなる中で、通常の課題と感染防止の課題がある。感染状況によっては給食の中止、分散登校にせざるを得ないなどの判断が必要になる。

学習への不安、学校への慣れへの不安、子どもによってそれぞれ違いがある。6月から学校が再開したが、安全安心

を最優先に段階的に学校生活を進めていく。

今こそ少人数数学級が必要、長距離通学の解消は町全体の課題

Q 密を避けるため少人数数学級が必要だ。今後暑くなる中、長距離通学への対応はコロナ対策として考えなければならぬ。感染症と合わせ熱中症対策も、教育委員会だけでなく、町全体の取り組みとして要望をしたい。

A 学習保障の観点から今年度、夏休みを8月1日から8月23日までと短縮するため、例年より暑い日での登下校が予想される。しっかりと検討していかなければならない。
A (町長) 臨時交付金として使える部分があると思う。町全体として、子どもの安全安心を考えていきたい。

子どもや保護者に理解を求める対策は

Q 学校の安全についての理解を子どもや保護者へ求める対策は。

A 保護者へ伝える手段として、教育長名での通知を繰り返し発信している。今後は、学校再開後2週間が経過したところで、通常登校になる前

に一度通知を出す予定。7月からの暑さ対策などの通知も出す予定。併せて、ホームページでの周知も行っている。子どもたちは学校に行きたいという思いが強く、どうしても熱を測り忘れたり、登校した際に熱があったりという状況も見られる。家庭との密な連絡で、感染防止に今後も取り組んでいきたい。

学力テストは必要か

Q 学力テストについて。県は実施の方向を示しているが。

A 滑川町としては県の学力テストへ参加する。このテストを利用し、今後の教育課程や子どもの状況把握に役立てたい。
Q いい成績を取らなければという教育になるのではないかと。3ヶ月間の学力格差が開いている。

A このために特別何かするのではなく、3ヶ月間も含めた状況把握のために活用していきたい。

まず、子どもの心を解きほぐし、一人も取り残さない教育を

要望 子どもたちが不安な中で学校を再開するわけだから、先生たちと一緒に頑張ってその不安を解きほぐしていく

という作業が必要になってくる。休校中の子どもの生活、どういった不安を抱えていたのか、今心配事はないのか、先生方に丁寧に聞いていただき、一人の子どもも取り残さない教育の実施に努めてほしい。

休校に伴う給食の委託事業者への損害賠償

Q パート賃金の6割を補償しているという。6割というのは最低限。国の雇用調整助成金の助成率は今後9割とか10割とかになる。その辺については協議していないのか。

A 令和2年3月中のパートさんの給与と補償だが、パートさんの6割補償での算定をしている。国の補助金で負担が可能な部分については、町が負担すべき経費ではないとして経費算定をしている。4月と5月についての協議はまだ進んでいない。

要望 賃金補償は町の負担にならない訳だからその点の協議をお願いしたい。

休校中の学童対策費用

Q 2073万円の内容は。
A 一つが平日の午前から開所するための経費で1329万円。二つ目は、通所を自粛

した方への保育料の日割減額分を学童保育所に補填するもので744万円。学童8か所への総額。4・5・6月分を計上しており、全額国庫補助となる。

町と教育委員会の感染症対応について

Q 幼稚園や小中学校への消毒等の準備や、今後の計画的な予算措置について伺う。

A 各小中学校等に予算を配付し、購入してもらっている。今後感染症対策への予算措置は、しっかりと行っていく。

Q 小中学校等は長期の休業後の再開時、不登校等の課題はなかったのか。

A 学校等が再開したが、不適応を起こしている児童等は、今日現在いない。

Q 感染症対策、学習指導、心の不安への対応等、先生方には多くの負担がかかっている。先生方への健康面への配慮も十分留意してほしい。

A 教職員も発熱や体調不良時には、登校をしないという指示はしており、今後とも教職員の健康管理には、しっかりと配慮していく。

休校中の給食費

臨時休校期間中の給食費用（2020年3月4日～3月31日）

	例年の費用 (仮定)	実際の費用	財源（費用負担者）
加工運搬費	667万円	353万円	全額町負担 *埼玉学校給食株式会社への損害賠償額
食材費	717万円	274万円	国庫補助金 補助率3/4（206万円） 町負担 1/4（69万円）
総額	1384万円	627万円	
差額		757万円	*令和2年度の一般財源として繰越される (9月補正時の繰越金に含まれる)

特別教科の授業の方法は

Q 新型コロナウイルス感染症予防対策としての特別教科の授業は、どのように行われ

るのか。

A 今週3週目からの学校等の本格的な再開により、少人数に分けるなど工夫をしながら始めていく。実験や実習を伴う教科では、DVD等を視聴し、それを参考に学習するなどの工夫も考えている。家庭科等では、各家庭において調理実習等のご協力をいただく中で学習を進めていくことも考えている。

フェイスシールドの着用は

Q 新型コロナウイルス感染症予防としてマスクの着用を進めている。これでの予防も大事だが、もう一つの方法としてフェイスシールドの着用も実践されている。町としての対応を伺う。

A 町では、指導者・児童・生徒用全員のフェイスシールドを準備している。授業の場面において指導の方法を工夫しながら、必要に応じてフェイスシールドの着用を各校へ指示している。また、幼稚園では教員が歌を歌うときなど大きな発声の場面での使用も進めている。

フェイスシールドの手づくりをどう考えるか。

A 宮前小学校では職員が児

童の分も含め、手づくりで製作した。

小・中学校における臨時休業に関わる補習授業について

Q 補習等のための指導員の配置事業については、国・県からの補助金か、内容について伺う。

A この事業は、国の第一次補正予算に基づいたもので、国から3分の1、県から3分の2の補助金を財源とする事業である。これは、新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業から、段階的な学校再開に伴う子どもたちの学習保障のため、学習指導員を新たに配置し、きめ細やかな学習指導を図るための補助事業である。

本町では、対象は一学級の人数が多い学校（一学級35人以上を対象）で、宮前小学校では、3年、5年、6年生のクラスで4人、滑川中学校では進路等を考慮し、3年生を対象とし、2人を配置することとした。

尚、配置期間は、（7月後半）夏休みにかけて）7月、8月と見込んでいる。

徴収猶予の町民への周知をはかってほしい

Q 町民のみなさんへの周知はどのくらいされているのか。今回の10万円で町税を支払ったら大変になったということもある中で、周知の徹底をお願いしたい。

A 現在広報誌、ホームページにおいて周知している。今後発送の町県民税、国民健康保険税の納税通知書の中にも徴収の猶予の案内を同封する考え。

要望 町民の皆さんは税金を何とかして支払おうとするが、生活費を切り詰めてまで支払うことはないと伝えてほしい。

町税などの徴収猶予について

Q 猶予の要件、期間について。

A 要件は、令和2年2月以降の任意の期間で、収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少していること。納期ごとに最長1年間の猶予が受けられる。令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限がくる全ての税が対象になる。納期限が過ぎた場合も相談は受けるので、個人の状況にあった方法で納税を。証明するものは収入や現預金のわかる資料の提出、提出が難しい場合は、口頭で伺う。今後発送の町県民税、国民健康保険税の納税通知書の中にも徴収の猶予の案内を同封する。

法人税・連結法人の課税の変更はないのか

Q 税制改正により連結決算納税をするときに親法人の税率で納税することになっていった。今度の個々の納税の税率は親法人の率のまま変わらないのか。

A 国税における連結納税制度は、企業グループを一つの納税単位とし、一体として計算した法人税額を親法人が申告する現行の制度に代えて、各法人が個別に法人税額の計算、および申告を行いつつ、引き続き損益通算などの調整を行う。法人町民税においては、損益通算する前の額を課税標準としているため、何も影響は受けないということになる。率についての変更はないと考えている。

所有者不明土地等への固定資産税の課税について

Q 町内所有者不明土地等の現状と課税までの事務的なプロセスは。

A 所有者不明土地等は、9件ある。内訳は、宅地6件、畑・田・山林各1件ずつである。所有者不明土地等への課税は、使用者を所有者とみな

し固定資産税を課することができると規定が追加された。課税までのプロセスは、使用者に聴き取り調査を行い使用者としてみなすことが適当と判断した場合には、事前に使用者に通知した上で、翌年度から課税することになる。

Q 所在不明の土地については、長年相続登記がされないまま放置されていたり、相続放棄などが考えられるが、町として相続登記の周知を行っているか。

A 法務局からの相続登記のチラシを町税務課の窓口で置き周知している。

国保税の上限の引き上げは今やるべきでない

Q 国保税の上限の引き上げについて。コロナ問題で町民の生活が非常に逼迫している。ここで国保税を上げるといことは、町民の暮らしを町が脅かしてしまう。国保は町民の健康を維持するための制度。これが引き上げられると、自粛ができなくなることも考えられる。保険税を払うために仕事をせざるを得ないという状況になる。今回の提案について考え直すべきだ。

A コロナの影響で町民の皆さんの生活が脅かされている。

徴収の猶予、減免などという特例もあるので、どちらを町民の方々へ十分周知し、制度を利用していただければと思う。

国保加入者に傷病手当金が支給される。対象の拡大を

Q 国保に傷病手当がつくということは、画期的なことと思うが、81万5千円ほどのように算出されているのか。

A 埼玉県最低賃金926円を時間単価として、支給日数は11日間として仮定した。想定支給対象者は15人を仮定した。入院した場合など最高1年6ヶ月まで延長できる。

Q 対象に事業主や農業従事者、フリーランスなどへの対応は国がまだ示していない。

A 国保加入者は農業者やフリーランス、仕事を持たない人もいる。そうした方を救うために、申請相談時には個人の状況をくみ上げその方にあつた給付の申請を受けたいと考えている。

新型コロナウイルス感染症の判定の確かさは

Q 感染者とそうでない者の手当金に差が出てくる場合、その前提としての検査の信頼

性が確立されている必要がある。現状を伺う。

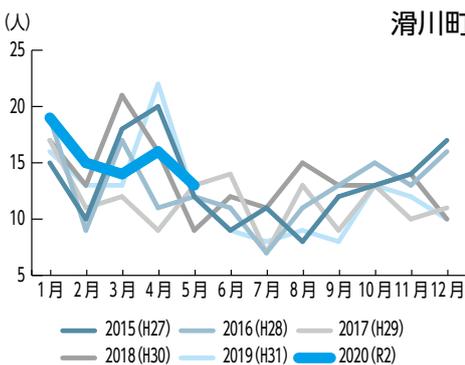
A 5月末までの東松山保健所管内のPCR検査数は360名、比企管内では陽性者27名（新聞報道）である。

滑川町の超過死亡は。

Q 過去5年と比べて大きな変化はない。

	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	計
1月	15	19	17	17	16	19	103
2月	10	9	11	13	13	15	71
3月	18	17	12	21	13	14	95
4月	20	11	9	16	22	16	94
5月	12	12	13	9	12	13	71
6月	9	11	14	12	9		55
7月	11	7	7	11	8		44
8月	8	11	13	15	9		56
9月	12	13	9	13	8		55
10月	13	15	13	13	13		67
11月	14	13	10	14	12		63
12月	17	16	11	10	10		64
計	159	154	139	164	145	77	838

滑川町の死亡者数



*超過死亡とは、過去の平均を超えた死者数を表す。国などによって異なる死因の定義や検査数に左右されず、新型コロナウイルスによるパンデミックの影響を測ることができ。

Q 傷病手当金対象者の線引きが難しいように思うが、どう対応するのか。

A 線引きは難しい。動向を見守りながら対応していく。**要望** 手当金を受けられる方をなるべく広くとらえ窓口対応をしてほしい。

水道料金の減免措置を

Q 他の市町村では基本料金の免除などの措置をしている。要望が強いができないか。

A 水道料金減免を実施した場合、基本料金で1500万円程度の費用が必要になる。さらにシステムの改修費が100万円前後必要になってくる。水道事業予算単独での一律減免は考えにくいと判断している。今後、第二次地方創生臨時交付金などで可能であれば実施していきたい。感染拡大の第2波、第3波によって、甚大な影響が町民の生活に出た場合には、水道事業予算単独での減免措置に向けた再検討も考えている。

一般会計補正予算（第3号）の議決について

賛成討論

討論：補正予算に賛成し、二次補正へむけた要望について

今回、緊急アンケートを行った。町民の皆さんの実態が切実なものだとわかった。9割の方がコロナの影響を受けている。仕事が減った、収入が減ったという方が35%にも及んでいる。緊急事態宣言の下で国や県の要請に基づき自粛をする中で、収入が途絶えたり減収する中でも頑張っていることに心を打たれた。国の一律10万円の給付や県が休業補償など独自の施策をしているが、1回きりでは全く足りない。今後も感染拡大は予想される。未曾有の危機にさらされている町民の命と暮らしを守るため、全力を挙げることをお願いする。

第二次補正で次のことをお願いしたい。①ひとり親世帯対策の実施②ワンストップ相談窓口の設置③水道料金の減免の実施④助成金の申請書類などの町や商工会議所への配置⑤PCR検査センターの体制強化、対象の拡大。特に教

員、保育士、介護士などは疑いの有無にかかわらず検査を受けられるように⑥医療機関、介護施設、障がい者施設、保育園・学童クラブへのマスクや消毒液の確保⑦正確な情報発信⑧授業が子どもの負担にならないようにすること⑨遠距離通学の暑さ対策の実施⑩教員、児童、生徒の発熱の際の部屋の確保などの対応⑪学生への支援施策の実施。

賛成討論

この交付金については、当町の財政状況やコロナウイルス感染症（者）状況等を鑑みての交付金とのこと。

今、当町は、感染者ゼロの良好な状況であり、これも、町職員の昼夜を問わずの対応と町民との協力でこのような状況が保てている。今後も引き続き維持できること、さらに、よりよい環境を整えるためにも、ぜひ、この予算を執行していただきたいと願うひとりとして賛成する。

常任委員会活動計画

総務経済建設常任委員会

- 年間計画策定（7月3日）
- 町内事業用太陽光発電設備設置状況について[合同]（8月）
- 有害鳥獣捕獲事業の概要と現地視察（10月）
- 町道道路改良事業区域と滑川高校西通線排水ポンプの視察（11月）
- 交通安全指導員との意見交換会（1月）



後列左から阿部委員、北堀委員、宮島委員、内田委員、瀬上委員、吉野副委員長、松本委員長、上野廣議長

文教厚生常任委員会

- 年間計画策定（7月9日）
- 本年度事業の概要と進捗状況について（8月）
- 町内事業用太陽光発電設備設置状況について[合同]（8月）
- コロナ禍における小中学校及び町立図書館の現状と課題について（10月）
- 新型コロナウイルス感染症対策の現状と課題について（11月）
- 保育所保育実施委託事業の現状と課題について（1月）



後列左から上野葉月委員、紫藤委員、高坂委員、上野廣議長、菅間副委員長、服部委員長、井上委員

第222回

6月定例会の一般質問の見送りについて

今定例会における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について正副議長、議会運営委員会正副委員長、常任委員会委員長の6名において協議を行いました。次の2点について決定しました。

1 点目、議会傍聴につきましては、感染拡大防止の観点から傍聴をできる限りお控えいただきたくとさせていただきます。

2 点目、町が新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止対策に専念し、迅速に対応できるように、今回の一般質問は実施を見送ることになりました。

議会だよりの感想・ご意見を募集します。

議会だよりを読んでの感想を「読者の声」として募集します。

皆様からのお便りをお待ちしております。

【応募方法について】

「氏名」「連絡先」（匿名でも結構です）をご記入の上、お便りの見出しに「議会だよりの感想」と明記いただき、下記までご応募ください。

なお、いただいた感想・ご意見につきましては、議会だよりにて紹介していく予定です。

紙面の都合上掲載できない場合もございますのでご了承ください。

宛 先：〒355-8585

埼玉県比企郡滑川町大字福田750番地1

滑川町議会事務局

TEL：0493-56-6913

FAX：0493-56-5522

E-mail：na3411801@town.namegawa.lg.jp

滑川町議会の音声インターネット配信を開始しました

滑川町議会では、より多くの皆様に議会活動をご理解いただくため、インターネットによる会議の様子の音声配信を開始しました。

【閲覧方法】

スマートフォンで右のQRコードを読み取るか、インターネットに接続されたパソコンで、滑川町ホームページのトップページから行政報告→議会→議会音声インターネット配信から聞くことができます。

問合せ 滑川町議会事務局 ☎ 56-6913

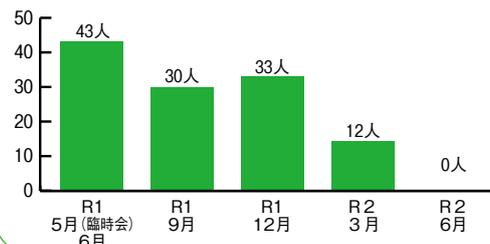


まちの未来が見える 議会傍聴においでください

次の定例会予定は

9月1日(火)～

令和元年5月～令和2年6月までの傍聴者数



編集後記

3月6日から始まった町内小学校・中学校の休校措置や自粛を求められる生活など、新型コロナウイルス感染症対策の影響を強く受けた春から初夏の暮らしとなりました。これにより、仕事や生活に負の影響を受ける方がいます。新型コロナウイルス影響による対策が打ち出されています。ひとりで抱えこまず、窓口相談や電話相談をしてみてください。

今回から議会審議のインターネット配信が始まりました。ぜひ、お聴きください。

新型コロナウイルス対策に加え、湿度が上がり気温が高くなる夏は熱中症対策も大事になります。体調に気を配り、お過ごしください。

(上野葉月)

【編集】 議会広報発行対策 特別委員会

委員長	瀬上 邦久
副委員長	阿部 弘明
委員	高坂 清二
委員	上野 葉月
委員	内田 敏雄
委員	吉野 正浩
委員	紫藤 明